参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月25日

北九州市保健福祉局先進的介護システム推進室

1 当該公募の趣旨

本業務については、今後の労働力人口の減少に伴う介護人材不足を見据え、介護施設における介護の質の維持・向上と職員の負担軽減を図り、介護現場の生産性向上を実現するために、先進的介護「北九州モデル」の導入支援をはじめ、当モデルの認知度向上・普及促進に関する取組を実施することとしており、業務の実施にあたっては、専門的な知識や経験が必要になるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型 プロポーザルを実施する予定である。

2 業務の概要

- (1)業務名 先進的介護「北九州モデル」普及促進業務委託
- (2)業務内容
 - ア 介護現場の業務改善手法である「北九州モデル」の導入支援

介護施設における介護の質の維持・向上、職員の負担軽減及び生産性向上を 実現するため、市内介護施設に対し、専門の相談員による業務量調査、業務課 題の抽出、効果的な機器等の選定、人員配置を含めた業務オペレーションの整 理を組み合わせた業務改善手法「北九州モデル」の伴走型支援を実施する。

イ 過去の「北九州モデル」導入施設への効果測定

過去に「北九州モデル」の導入支援をした施設に対して、導入支援後の介護 の質の維持・向上、職員の負担軽減に関する効果測定を行う。

ウ 「北九州モデル」普及促進セミナー開催

「北九州モデル」の普及を効果的に促進するため、市内介護事業者等を対象にしたセミナーを企画・開催する。

- エ 「北九州モデル」導入事例集の作成 令和6年度の「北九州モデル」導入支援事例について、施設へのインタビュ 一等を実施し、ホームページ等掲載資料の作成を行う。
- (3)履行期間 令和7年4月~令和8年3月

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当 しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則 (平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有 資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」の等級に格付けされていること、及び有資格 業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 介護現場の業務改善手法である「北九州モデル」に深い知見を有していること。
- イ 理学療法士、作業療法士、社会福祉士のうち、いずれかの資格を有する専門 の相談員が従事すること。専門の相談員に、介護・生活支援ロボット等に関す る専門的な知識を有する者、介護施設・事業所において介護の実務経験を有す る者がそれぞれ1名以上従事すること。
- ウ 介護施設・事業所の業務改善に関するコンサルティングを行った実績がある こと。
- エ 介護施設・事業所との連携が可能であること。
- オ 介護ロボット等の導入目的について科学的な視点から助言できる学識経験者 との連携が可能であること。

4 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 保健福祉局先進的介護システム推進室

電話番号 093-582-2712 FAX 番号 093-582-2095

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年2月25日から令和7年3月11日まで(閉庁日を除く。)の毎日、 8時30分から17時15分まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。市ホームページからダウンロードも可。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年2月26日から令和7年3月11日まで(閉庁日を除く。)の毎日、 8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成 添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う こととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する 場合がある。

イ 詳細は説明書による。